

2011年5月10日

精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会
委員各位

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター
(東京都新宿区三栄町6 小椋ビル402)
代表 千葉 茂

全国労働安全衛生センター連絡会議
メンタルヘルス・ハラスメント対策局
(横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーが豊岡505)
事務局 川本 浩之

委員の皆様の日ごろの活躍に敬意を表します。

私たちは、「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」が今後の労災認定基準に大きな影響を与えると捉え、毎回関心をもって傍聴をしています。

今回の検討会は認定作業の「迅速化」を目的として開催されましたが、その内容は「迅速化」のみにとどまらず、この判断基準が策定されて以来、初めての大規模な改定となるのではないかと考えています。ご存知のように、精神障害については請求件数に対して認定件数が非常に少なく、多くの方が病気を発病し苦しい中での労災請求で苦勞し、失望を味わってきました。今回の改定で、より多くの方が救われるようになるのではないかと希望を持って、検討会が注目されているということの特に出して申し上げておきたいと思ひます。

専門検討会においては、様々な部門の専門家がそれぞれの立場から率直な議論が行われることを希望しています。いわゆる使用者寄りの立場であれ、労働者寄りの立場であれ、専門家としての意見が尊重されることは当然です。

しかしながら、あまりにも大きな事実誤認や法的解釈に誤りがある場合は、当然専門家としての適格性を問われることもあり得ます。

そこで、参集委員の皆様には、検討会に関して以下の事実について報告申し上げると共に、今後の厚生労働省側の対応に関心を持っていただきたくお願い申し上げます。

昨年12月13日、第3回精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会が開催されました。そのなかの認定基準として残業時間数をどれくらいにするかという論議において、山口浩一郎委員は「地方公務員の判断指針は緩くできている。なぜなら地方公務員は法律で残業がないこ

とになっているから、市役所を見ればわかるがみんな5時で帰るから、該当者がいないから基準が緩くてもいいんだ」という趣旨の発言をしました。

しかしこの発言は事実と反します。

1つは、公務災害における精神障害の申請数も公務上認定数も少ない状況があります。(別紙資料) 公務災害の判断指針は緩いにもかかわらず申請・認定件数が少ないではなく、逆に活用しにくくメリットも少ないからです。

山口委員は、国家公務員は長時間労働をしているが地方公務員はそうではないという趣旨の発言をしました。

実際には国家公務員も地方公務員も長時間労働を強いられています。公務災害の申請をしなくても精神疾患等で長期休職している公務労働者は全国で激増し、各自治体はその対応に苦慮しています。

山口委員の発言は「長時間労働が蔓延している民間職場で認定基準を緩和すると大量に労災認定される可能性があり、それは避けたい」という意図をもったものであると推測されます。

2つ目に、地方公務員は法律で残業しないことになっているからというのは説明するまでもなく間違いです。地方公務員法第58条3項は労働基準法32条や36条の適用除外になっていません。

3つ目に、5時で帰るということは事実と反します。実態は、行政改革による人員削減や住民からのクレーム処理で以前にも増して長時間労働が蔓延しています。山口委員はどこをどのように調査したのでしょうか。

山口委員の発言は、民間では長時間の労働者が多いので、判断基準は認定件数を増やさないために厳しく設定することが必要だと発言しているように聞こえます。その方向に他の委員を誘導しようとしたのです。

山口委員は、20年以上も労働委員会の公益委員の要職に就き、各種専門検討会の委員を務めてきた大ベテランです。にもかかわらずこのような発言をするということは、昨今の職場の実態などについて、全く知らないと思えません。

しかし今回、精神疾患のセクハラ分科会の委員となり、さらにその座長に就任しています。

もう一つ大きな問題があります。

後日公表された議事録ではその発言とそれを受けての発言などの部分についてすべてが削除されました。

そこで私たちは3月28日に厚生労働省に要請をし、経緯を確認しました。

厚生労働省の回答は、「明らかに間違いであった言い回しなどは訂正したり修正することがある。誤解を招く表現があった場合は削ることがある」ということでした

しかし削除された山口委員の発言は、部分的などというようなものではありません。

だれが削除したのか、厚生労働省として削ったのか、山口委員が削って欲しいと言ったのかということについては回答がありませんでした。両者が了解のもとで削ったことは間違いありません。

しかし公開で開催された検討会の議事録を簡単に削除することは許されるのでしょうか。専門検討会は山口委員や厚生労働省の個人的機関ではありません。厚生労働省は他の検討会や審議会などでもこのようなことをしているのでしょうか。

このことを踏まえ私たちは以下のことを厚生労働省に要求しています。

1. 委員の任命・解任については厚生労働省が決定権を持っています。検討会から山口委員を解任すること。
2. 公開でされた検討会の議事録を簡単に削除することは許されません。明らかな事実誤認や法的解釈の誤りについては、専門検討会の場できちんと訂正すること。

委員各位におかれましては、今後の成り行きにご注目いただくようよろしくお願い申し上げます。

また、最後に、今回の専門検討会において皆様の真摯な議論により、精神障害の労災認定基準がより実態に即したものに改正されますようよろしくお願いいたします。